平成２３年（フ）第４６６号
広島市安芸区矢野東５丁目５番10―110号
債務者　水上　健二
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１１号
広島市佐伯区藤の木４丁目７番40号
債務者　土川　光江
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５７号
広島市中区舟入本町２番17―306号
債務者　櫻田　　正
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５８号
広島県安芸郡熊野町出来庭10丁目５番８号
債務者　甲田　俊雄
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８号
福岡県飯塚市横田18番地７　ＭＩ筑水二番館205号室、住民票上の住所福岡県嘉麻市下臼井1270番地74
債務者　坂口　調子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４２号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目34番14号　クレールＫ103号
債務者　肥後ゆかり
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
沖縄県那覇市松山１丁目７番３号呉マンション４―Ａ
債務者　友利富士子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４９号
北海道余市郡仁木町東町４丁目41番地、前住所北海道古平郡古平町大字浜町373番地１
債務者　山北　　渉
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５０号
北海道余市郡仁木町東町４丁目41番地、前住所北海道古平郡古平町大字浜町373番地１
債務者　山北　優子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８５号
北海道余市郡余市町美園町196番地18、前住所北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗1512番地の１
債務者　中山　十城
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第９７号
北海道小樽市花園３丁目18番２号　ソニア花園Ｉ106号室、前住所北海道小樽市祝津１丁目１番147号
債務者　伊藤　節子（旧姓住吉）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２６号
石川県河北郡津幡町字太田ほ177番地53
債務者　谷内　和伸
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５２号
山梨県甲州市塩山上塩後56番地１
債務者　宿澤　大輔
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
山梨県甲府市国母８丁目20番５号
債務者　今澤　英夫
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
山梨県韮崎市上祖母石745番地１
債務者　城寶　慎吾
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
山梨県甲府市住吉５丁目７番20号　ハイツ中山102
債務者　長倉　昭仁
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係